

## お知らせ

### ワシントン条約：取引停止勧告(ブルネイ及びソマリア)について

令和 6 年 1 月 17 日  
経済産業省貿易経済協力局  
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、令和 6 年 1 月 12 日付けでブルネイ及びソマリアの全ての輸出入の取引停止勧告の通報が出されました。当面の間、ブルネイ及びソマリアについては全てのワシントン条約対象貨物の輸出入取引を自粛していただくこととなりますので御注意ください。

なお、ソマリアについては、既にワシントン条約対象貨物の商業目的による輸出入の取引停止勧告が出されているところですが、本勧告により、非商業目的を含む全ての輸出入取引について自粛になりますので御注意ください。

取引停止勧告は、ワシントン条約の下での決議や決定に基づき、締約国が条約履行のための国内法が未整備であることやワシントン条約で義務付けられている報告が行われていないこと等、ワシントン条約の常設委員会からワシントン条約を適切に履行していないと見做された特定の締約国に対して輸出入の取引を停止する勧告が発出され、ワシントン条約事務局から通報が出されるものです。

<ブルネイの取引停止勧告に係る通報>

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2024-014.pdf>

<ソマリアの取引停止勧告に係る通報>

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2024-016.pdf>

なお、取引停止勧告の対象となっている締約国及び動植物種の一覧は以下をご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_exandim/06\\_washington/download/240112\\_torihikiteishikankoku\\_wayaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/download/240112_torihikiteishikankoku_wayaku.pdf)

ご不明な点がございましたら、下記のところまでお問い合わせ下さい。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723